

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人が平成28年6月9日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく返還金決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成27年10月9日、処分庁は、病院からの連絡により、同月7日に審査請求人が乗った原動機付自転車（以下「バイク」という。）と普通車とが衝突した交通事故（以下「本件事故」という。）に伴い、審査請求人が入院したことを確認した。
- 2 平成27年12月7日、処分庁は、審査請求人と面接し、法第27条の規定により、「交通事故による保険金や加害者からの慰謝料等を受け取った場合、すぐに申告すること」、「加害者側と示談が成立した場合、示談の内容・支払方法等を記載した示談書・関係書類の写しをすぐに提出すること」、「これらの金品を受領した場合、その金額に応じ事故発生日に遡って扶助費として支給した金額の全部または一部を法第63条により返還してもらうことになるので、受領した金品は、費消しないようにすること」を内容とする文書指示を行った。
- 3 平成28年2月8日、審査請求人は、交通事故の保険関係の書類を持って処分庁に行き、保険会社から破損したバイク、ヘルメット等に対して負担する旨の申し出があったことを報告するとともに、入金があった場合にはこれらを購入してよいか質

問した。

処分庁は審査請求人に対し、入金等があった場合、必ず処分庁に連絡し、費消しないよう指導した。

なお、処分庁は、弁明書において、自立更生費という制度があり、認定されれば収入認定除外となる可能性もあるが、そのためには手続きを経る必要があることを説明したとしている。

- 4 平成 28 年 4 月 8 日、審査請求人は処分庁に対し、3 月 28 日及び同月 29 日に、
■■■■円及び■■■■円の保険金（以下「本件保険金」という。）の振込みがあったことを報告し、処分庁はこれを確認した。

また、審査請求人は処分庁に対し、本件事故によりバイク及びヘルメットが全損したため、本件保険金の全額を引落し、中古バイク及びヘルメット代として充当したいこと、また、その額を自立更生費として認めることを求める内容の申立書と、
■■■■円のバイクの購入（自賠償保険料含む。）見積書を提出した。

- 5 平成 28 年 4 月 12 日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人世帯の状況等を踏まえ、バイク購入費を自立更生費として認定できないとの結論を出した。

ただし、審査請求人が希望すれば、今後バイクを使用して積極的に就職活動を行う旨の申立書及び任意保険代まで含んだ■■■万円程度のバイクの見積書の提示を指示し、ケース診断会議を継続することは差し支えないこととした。

処分庁は弁明書において、電話で当該ケース診断会議の結果を審査請求人に伝えたと、審査請求人は当該電話において、バイク購入費を自立更生費に認定してほしい旨を述べたとしている。

- 6 平成 28 年 5 月 13 日、処分庁は審査請求人宅の訪問調査を行ったところ、審査請求人宅にバイクがあり、当該バイクは審査請求人が本件保険金で購入したことを確認した。

その際、処分庁は審査請求人に対し、自立更生費が認定されていないにもかかわらず本件保険金でバイクを購入したことについて、関係法令等に基づき本件保険金の返還を求めることを説明した旨を弁明書に記載している。

- 7 処分庁は平成 28 年 5 月 25 日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が受領した本件保険金のうち 8,000 円を超えた■■■■円に相当する額について、法第 63 条返還決定（以下「本件処分」という。）を通知した。

- 8 審査請求人は、平成 28 年 6 月 9 日、鹿児島県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張

本件保険金は本件事故時に審査請求人が乗っていたバイクの買換え分としてのものであり、これをバイク購入費として認めてくれるよう処分庁に申立書を提出したところ、1 か月以上経過しても了解が得られず、待てないためバイクを購入したところであり、このことによりなされた返還処分に納得できないため、その取消しを



求める、というものである。

2 処分庁の主張

審査請求人は本件事故発生日の平成 27 年 10 月 7 日に資力を有する状態となっているものの、本件保険金を受領するまでは直ちに最低生活のために活用できない事情にあるとして、審査請求人に同年 10 月分生活扶助 〇〇〇〇円を支給し、保護を行ったが、その後、平成 28 年 3 月 28 日及び同月 29 日に本件保険金 〇〇〇〇円を審査請求人が受領したことにより、資力が換金され最低生活に充当できるようになったため、控除額 8,000 円を除く 〇〇〇〇円について法第 63 条の規定に基づき保護費の返還決定を行い、既に支給した平成 27 年 10 月分保護費との調整を図ったものである。

また、審査請求人は処分庁の指導・指示に従わず、自立更生費の認定の前に本件保険金を費消したため、自立更生費の認定は認められない。

以上のことから、本件処分に違法・不当性はない旨を主張している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨規定している。
- (2) 平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（以下「平成 24 年課長通知」という。）の 2 の(1)のアにおいて、法第 63 条に基づく費用返還の対象額が示されており、そこでは、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則全額を対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次の範囲で控除して差し支えない。」として、以下の「範囲」を示している。
 - ①、②、⑤及び⑥ 略（本件との関連性がないため）
 - ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）第 8 の 3 の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和 38 年課長通知」という。）第 8 の 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、拳証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）
 - ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。



- (7) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）
- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
- (ロ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
- (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- (3) 平成 24 年課長通知の 2 の(1)のアの③（以下「平成 24 年課長通知の③」という。）で引用されている事務次官通知の第 8 の 3 の(3)は、収入として認定しないものの取扱いが示されており、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」として、アからチまでが示されている。
- このうち、本件に関連性があるのは「オ」のみであるが、ここでは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」とされている。
- (4) 平成 24 年課長通知の③で引用されている昭和 38 年課長通知の第 8 の 40 は、自立更生のための用途に供される額の認定基準が示されており、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。」として、(1)及び(2)で以下のとおり定めている。
- (1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費
- (2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費
- アからキまで並びにケ及びコ 略（本件との関連性がないため）
- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額
- (5) 生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）の問 3－23 において、「生活用品としてオートバイ及び原動機付自転車の保有は認められるか。」の回答が次のとおり示されている。
- (答) 総排気量 125cc を超えるオートバイについては、生活用品としての必要性は低く、自動車の取扱いに準じて取り扱うべきものである。したがって生活用品としての保有は認められない。
- 総排気量 125cc 以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、次のすべての要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。
- 1 当該オートバイ等が現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
 - 2 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと

認められること。

3 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。

4 保険料を含む維持費についての検出が可能であると判断されること。

2 当該バイク購入費と法第 63 条に規定する費用返還からの控除についての関連性について

(1) 法第 63 条に規定する費用返還の義務について

審査請求人は、平成 27 年 10 月 7 日に本件事故に伴い資力を有することとなったが、その資力分を控除していない同年 10 月分の生活扶助を受給したことにより、法第 63 条に規定する「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当することとなったため、保護の実施機関の定める額の返還義務が生じている。

(2) 返還額を控除して差し支えない範囲の額の整理について

平成 24 年課長通知の 2 の(1)の ア)においては、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に返還金から「控除して差し支えない」範囲の額として①から⑥までを示している。

このうち、本件において、当該③を返還額の控除の根拠とするためには、バイク購入費が審査請求人世帯の自立更生のために充てられるものである必要がある(事務次官通知の第 8 の 3 の(3)のオ)。

なお、自立更生のための用途に供されるものとして認める額は、処分庁が立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費であり、その経費が審査請求人世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入に充てられる場合は、直ちに購入に充てられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額である(昭和 38 年課長通知の第 8 の 40 の(2)のク)。

なお、「最小限度の額」については、事前に実施機関に相談があったものに限られる(ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱い、差し支えない。)(平成 24 年課長通知の③)。

一方で、平成 24 年課長通知の 2 の(1)の ア)の④(以下「平成 24 年課長通知の④」という。)を返還額の控除の対象とするためには、バイク購入費が審査請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途として充てられたものであること、また、その額が地域住民との均衡を考慮し、社会通念上許容される程度のものであること等の要件を備える必要がある。

(3) 本件における検討

処分庁は、平成 28 年 5 月 13 日、審査請求人が本件保険金を充てバイクを購入したことを確認した際のケース記録において、「交通事故の保険金を使ってしまったので、自立更生費を認めることができない。法第 63 条に基づく返還金として取り扱うことになる。」と記載している。

また、弁明書においても、自立更生費が認定されていないにもかかわらず、本件保険金をバイク購入費に充当したことについて、平成 24 年課長通知の③に該当しないため、法第 63 条に基づく返還を求めることを説明した旨を記載している。



しかし、審査請求人が本件保険金をバイク購入費に充てたことが、直ちに自立更生費として認定されないことにはならず、この場合、処分庁においては、バイク購入後における審査請求人世帯の状況等を踏まえ、本件保険金の全額に相当する額を返還対象とすることによって審査請求人世帯の自立が著しく阻害されると認められるか否かの判断が必要である（この場合の「返還額から控除して差し支えない」範囲の額は、平成 24 年課長通知の④に基づき検討・判断することとなる。）。

行政不服審査法第 32 条第 2 項の規定に基づき処分庁が提出した物品においては、処分庁がこのことについて検討・判断した形跡はなく、また、弁明書においても、バイク購入費を自立更生費として認めない理由について、審査請求人が処分庁の指導・指示に従わず、自立更生費の認定の前に本件保険金を費消したためとしている。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、容認されるべきである。

平成 28 年 7 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

